

○滋賀県立看護師等養成所授業料資金貸与要綱

(昭和 52 年)

昭和 56 年 平成 11 年 平成 14 年
平成 17 年 平成 21 年 令和 5 年改正

(目的)

第1条 この要綱は、滋賀県立総合保健専門学校および滋賀県立看護専門学校（以下「看護師等養成所」という。）に修学し、卒業後県内において看護または歯科衛生の業務（以下「業務」という。）に従事しようとする者に対し、滋賀県立看護師等養成所授業料資金（以下「授業料資金」という。）を貸与し、もって県内における看護職員および歯科衛生士の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 看護職員 保健師、助産師または看護師をいう。
- (2) 養成施設 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号。以下「法」という。）第 19 条から第 21 条までの規定に基づき文部科学大臣が指定した学校または都道府県知事が指定した養成所をいう。
- (3) 大学院 法第 19 条から第 21 条までの規定または歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号）第 12 条の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校に置かれる大学院をいう。

(貸与の対象)

第3条 知事は、予算の範囲内において、看護師等養成所に在学している者のうち卒業後県内に存する医療機関、福祉施設、保健所等（以下「医療機関等」という。）において業務に従事する意思を有する者（過去に授業料資金または看護職員もしくは歯科衛生士の確保を図ることを目的とする知事が別に定める資金の貸与等を受けた者を除く。）に授業料資金を貸与することができる。

(貸与の額等)

第4条 授業料資金は、貸与の契約に定められた月から授業料資金の貸与を受けている者（以下「貸与生」という。）が当該授業料資金の貸与に係る看護師等養成所を卒業するまでの間における正規の修業年限を超えない期間、授業料の月額または 22,050 円のうちいづれか小さい額に相当する額を無利子で貸与するものとする。

(貸与契約の解除)

第5条 知事は、貸与生が次の各号のいづれかに該当するときは、授業料資金の貸与の契約を解除するものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。

- (4) 貸与生としてふさわしくない非行のあったとき。
- (5) 授業料資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (6) 死亡したとき。
- (7) 虚偽その他不正の手段により授業料資金の貸与を受けたことが明らかになったとき。
- (8) その他授業料資金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(貸与の停止)

第6条 知事は、貸与生が休学し、または停学の処分を受けたときは、休学し、または停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで授業料資金の貸与を行わないものとする。ただし、この場合において、これらの月の分として既に貸与された貸付金があるときは、その貸付金は、当該貸与生が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

(返還)

第7条 授業料資金は、貸与生であった者が、当該看護師等養成所を卒業した日（第5条の規定により契約が解除された場合あっては、当該解除の日）の属する月の翌月から起算して、貸与を受けた期間（前条の規定により授業料資金が貸与されなかつた期間を除く。）に相当する期間（以下「貸与相当期間」という。）（次条の規定により返還の債務の履行の猶予を受けたときは、貸与相当期間と当該猶予された期間とを合算した期間）内に月賦もしくは半年賦の均等払いまたは一括払いにより知事に返還しなければならない。

(返還の猶予)

第8条 知事は、貸与生であった者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる理由が継続する期間（第5号の場合にあっては、同号に規定する離職の日から3月以内の期間）、授業料資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 第5条の規定により、授業料資金の貸与契約が解除された後、引き続き当該看護師等養成所に在学しているとき。
- (2) 次条第1項第1号の規定による返還の債務の免除を受ける見込みがあると認められるとき。
- (3) 妊娠もしくは出産に伴う産前産後休暇もしくは育児休暇またはこれらに相当する休暇を取得しているとき。
- (4) 当該看護師等養成所を卒業した後、養成施設または大学院に在籍しているとき。
- (5) 医療機関等を離職した後、細則で定めるところにより知事に求職の届出をして他の医療機関等に就業しようとするとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由により業務に従事できないと知事が認めるとき。

(返還の免除)

第9条 知事は、貸与生であった者が次の各号のいずれかに該当するときは、議会の議決を得て、授業料資金の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 看護師等養成所を卒業した日から1年6月を経過する日までに看護職員または歯科衛生士の免許を取得し、直ちに医療機関等において引き続き授業料資金の貸与を受けた期間に相当する期間（前条第3号から第6号に掲げる理由により業務に従事できなかつた期間を除く。）業務に従事したとき。
- (2) 前号に規定する業務従事期間中に、業務上の理由により死亡し、または業務に起因する心身の故障のため業務を継続できなくなったとき。

2 知事は、貸与生であった者が次の各号のいずれかに該当するときは、議会の議決を得て、授業料資金の返還の債務（履行期が到来した部分を除く。）の全部または一部を免除することができる。

- (1) 死亡または心身の障害により授業料資金を返還することができなくなったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が特別の理由があると認めたとき。

（延滞利子）

第10条 貸与生であった者が、正当な理由がなく授業料資金を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞利子を支払わなければならない。

（委任）

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

付 則

この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年3月28日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の滋賀県看護師等養成所授業料資金貸与要綱の規定は、この要綱の施行の日以

後新たに授業料資金の貸与を受けることとなる者について適用し、同日前に既に授業料資金の貸与を受けている者については、なお従前の例による。